

**令和８年度プレミアム付デジタル券 ひょうご家計応援キャンペーン
事務局運営業務仕様書**

1 委託業務名

令和８年度プレミアム付デジタル券ひょうご家計応援キャンペーン事務局運営業務

2 業務の目的

長期化する物価高の影響を受ける県民を支援するとともに、消費喚起により事業者を支援するため、キャンペーン参加店舗で利用できるプレミアム付デジタル券（以下、電子商品券）を発行する。

3 委託期間

契約締結の日から令和９年３月２５日（木）まで。

4 商品券事業の概要

（１）発行する商品券の内容

名 称	令和８年度プレミアム付デジタル券ひょうご家計応援キャンペーン事務局運営業務
発 行 総 額	３３０億５,０００万円 (プレミアム分 66 億 1000 万円を含む)
プレミアム率	２５％
種 類	電子券
発 行 総 数	５２８万８０００口
販 売 単 位	１口 6,250 円分を 5,000 円で販売（プレミアム分 1,250 円）
購 入 限 度	１人あたり４口
購入対象者	兵庫県在住者
販 売 方 法	事前申込制による抽選販売
申 込 期 間	令和８年 11 月中旬から 1 カ月程度※
販 売 期 間	令和８年 12 月下旬から 1 カ月程度※
利 用 期 間	令和８年 12 月下旬から令和９年 2 月下旬まで※
参 加 店 舗	県内飲食店及び小売店等

※日程の詳細については、委託契約締結後、県と協議の上で決定する。

（２）商品券の取扱い

- ① 参加店舗において利用期間内に限り利用可能とする。
- ② 購入後の返金及び現金との引き換えはできない。
- ③ 紛失・破損・盗難・偽造等に対して、県は責を負わない。
- ④ 第三者への転売・譲渡はできない。

5 業務内容

令和８年度プレミアム付デジタル券ひょうご家計応援キャンペーン事務局運営業務の円滑な実施及び、電子商品券事業の実施にあたり必要となる電子商品券のシステム構築・発行・販売・換金、専用ホームページの開設、広報、コールセンター業務、参加店舗等の

募集・対応、利用者対応、利用者向け説明用動画の作成、サポートイベント等関連するイベントの実施、データ管理、効果検証、その他関連事項を含めた一連の業務を委託する。

（１）事務局の運営

- ① 契約締結後、速やかに本業務を統括する事務局を設置すること。
- ② 事務局は業務全体の実施計画書を作成するとともに、常時スケジュールを把握の上、進捗状況等を管理し、適切に業務を遂行すること。
- ③ 本業務の確実な遂行が可能な人員を配置し、急なトラブル等にも迅速に対応できる体制とすること。
- ④ 参加店舗等との連絡・調整等を行うこと。
- ⑤ 個人情報等の取扱いには、特に留意すること。
- ⑥ その他提案によること。

（２）電子商品券の発行

- ① 電子化された商品券の審査・発行、流通、決済、管理等が可能なシステムを提供すること。
- ② スマートフォン等のモバイル端末を活用したアプリでの決済等ができること。
- ③ ユニバーサルデザインを考慮し、デジタル操作が不慣れな方にも配慮した設計とすること。
- ④ 原則として、QRコード®を活用した決済方式とし、店舗側に特別な機器の設置を要しないこと。
- ⑤ 対象者のみ購入可能なシステムとすること。
- ⑥ なりすましや同一人物による不正購入を防止するため、二段階認証などの対策を講じること。また、利用者情報登録時の確認画面等において、虚偽の内容での登録を防止する警告文を表示し、同意させること。
- ⑦ 販売状況や利用状況、換金状況等、随時確認できること。
- ⑧ システムに対するウイルスの不正侵入や情報漏洩を防止するためのセキュリティ対策を講じること。
- ⑨ 開発、保守に関して、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を順守すること。
- ⑩ アプリ内での利用可能店舗検索について、県下 40 市町（神戸市を除く）及び神戸市内 9 区別、業種別等を検索可能とすること。
- ⑪ システムの保守・運用を適切に行うこと。
- ⑫ 申込期間の開始に間に合うように、動作確認テスト等を完了の上、審査システムを完成させること。
- ⑬ システムの機能要件については、別紙 1 のとおり。
- ⑭ ①～⑬に対応し得る組織・人員・資金を有し、キャッシュレスの導入実績があること。
- ⑮ その他提案によること。

（３）広報

- ① 契約締結後、速やかに専用ホームページを開設し、随時情報発信等を行うこと。
- ② 分かりやすく効果的なランディングページを作成すること。
- ③ 利用者及び参加店舗等に対する確実な事業周知に向けて、計画的な広報計画を策定

- し、プレスリリース配信サービス等を活用した効果的な広報を実施すること。
- ④ 商品券完売に向けて、ステッカー・チラシ・ポスター（B3 サイズ程度）・のぼり等の各種広報物を作成し、より広く事業周知すること。
 - ⑤ 新聞広告やオンライン広告（YouTube、LINE、Google 広告等）など、各種媒体を活用した効果的な広報を行うこと。
 - ⑥ 第5弾までの利用者データ（委託契約締結後に提供）を基に、利用率が少ない年齢層（20代や高齢者）や地域等（丹波、但馬地域など）に対する効果的な広報を行うこと。
 - ⑦ 利用者がスマートフォン等で県下40市町（神戸市を除く）及び神戸市内9区別のエリア条件に合致した店舗を対象に、位置情報、店舗の業種別等の複数条件による参加店舗の情報を簡単に絞り込み検索できるよう工夫すること。
 - ⑧ 購入申込開始に併せてサポートイベントを行い、本事業の開始を広く周知すること。
 - ⑨ キャンペーンロゴマークについて、兵庫県マスコット「はばタン」を使用したものと使用しないもの二種類を用意すること。
 - ⑩ 専用ホームページを閉鎖する場合は、関連するドメインについて、廃止に先立ち、停止時期等の案内ページの表示を行うこと、また、受託者が閉鎖から1年以上のドメイン管理料を負担した上で、なりすまし防止のため1年以上保有を続けること。
 - ⑪ イベントを含む広報の詳細については、委託契約締結後、県と協議の上、決定する。
 - ⑫ その他提案によること。

（４）コールセンター業務

- ① 契約締結後、利用者及び参加店舗等からの問い合わせ（苦情含む）に対応できる専用のコールセンターをすみやかに設置すること。
- ② コールセンターは、最終の換金完了日まで設置すること。その後の設置期間の可否については県と協議の上、決定すること。
- ③ コールセンターの開設日は土・日・祝日を含み、開設時間は9時から17時半とすること。ただし、申込締切日等においては20時までの範囲内で適宜対応すること。
- ④ オペレーター業務を行うために必要な能力を有する人材を配置すること。
- ⑤ 人員体制に変動が生じる場合は、その都度県と協議の上決定すること。
- ⑥ 問い合わせの対応は、原則、受託者において完結させること。ただし、対応困難な場合や重大な案件が発生した場合は、すみやかに報告し、その対応について協議し、協議結果に基づき速やかに対応すること。
- ⑦ 円滑な業務遂行が可能な回線数を準備すること。
- ⑧ 電話回線混雑時やコールセンター開設時間外には、音声ガイダンスを流すこと。また、ガイダンスの内容については、県と別途協議の上決定すること。
- ⑨ ユニバーサル観点を踏まえたマニュアルを作成の上、問い合わせに対して誠実に対応すること。
- ⑩ マニュアルは必要に応じて、随時更新すること。
- ⑪ 耳が不自由な方への対応として、web ページ上等での問い合わせ手段を用意すること。
- ⑫ 個人情報や苦情に関する問い合わせについては、特に慎重に対応すること。
- ⑬ 問い合わせ件数や問い合わせ内容等について、随時報告すること。
- ⑭ その他提案によること。

（５）参加店舗等の募集

- ① 募集要項等を作成の上、店舗の募集、申込受付、審査、一覧作成を行うこと。
- ② 事業の対象となる店舗に対して、参加促進を積極的に行うこと。また、第５弾までの参加店舗データ（委託契約締結後に提供）を基に、参加店舗が少ない地域に対する効果的な募集を行うこと。
※地域別の参加店舗数は、「はばタン Pay+」公式ホームページで確認できます。
公式 HP：<https://habatanpay-plus-hyogo.com/store-search/>
- ③ 参加店舗の要件は、県内に店舗がある、飲食店及び小売店等の事業者で、次の事業者以外とすること。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条に規定する営業を行う者
 - ・ 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員が役員または代表として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
 - ・ 県税等の滞納がある者
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる者
 - ・ 公序良俗に反する営業を行う者
 - ・ その他県が不適当であると認める者
- ④ システムの機能要件については、別紙２のとおり。
- ⑤ その他提案によること。

（６）参加店舗等の対応

- ① 参加店舗向けのマニュアルや Q&A 等を作成すること。
- ② 参加店舗マニュアルには、商品券の利用方法、換金手続きの方法、参加店舗の遵守事項、違反事項に対する登録取消し等を分かりやすく記載すること。
- ③ 参加店舗には事業の目印となるステッカー、ポスター、のぼり等を配布すること。
- ④ 参加店舗には、不正使用をしない旨の誓約を義務づけること。
- ⑤ 参加店舗からの問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、適切な助言等を行うこと。
- ⑥ 参加店舗は、一切の費用負担なく参加できるものとする。
- ⑦ 事業終了時に、参加店舗に対し、電子商品券の利用実績の情報を提供すること。
- ⑧ 事業終了後も、電子商品券の利用実績を確認できる閲覧サイトを当面維持し、閲覧期間を終了する際は、事前に参加店舗に対し終了日をメール等の手段で通知すること。
- ⑨ その他提案によること。

（７）電子商品券の申請

- ① 事前申込制とし、申し込み口数が販売可能口数を上回った場合は、抽選によって購入可能な口数を設定すること。
- ② スマートフォン等のモバイル端末を活用したアプリからの申込とすること。
- ③ 対象者は兵庫県在住者に限定すること。
- ④ 利用者向けのチラシやマニュアル、多言語対応に配慮した説明動画等を作成すること。
- ⑤ スマートフォンの操作に不慣れな方へのサポートイベントを実施すること（日時、場所、回数等は提案をもとに県と協議の上、決定すること）。

- ⑥ 携帯キャリア会社4社（NTT Docomo、SoftBank、au、楽天）等と連携して、電子商品券に係る操作の支援を行うこと。
- ⑦ その他提案によること。

（8）審査業務

- ① 審査スタッフ向けのマニュアル及び Q&A を作成すること。
- ② 二重申請を防止するため、「姓」「住所」等を組み合わせる等の方法で重複チェックを行うこと。
- ③ 重複チェックについて、申込期間終了後、利用開始までの間に全てのチェックを完了すること。
- ④ その他提案によること。

（9）電子商品券の販売

- ① 購入申込数が発行予定数を超えた場合は購入申込後の抽選販売とすること。
- ② 当選数については、事前に県と協議の上、決定すること。
- ③ 申込者への抽選結果（購入可能数）を適切に通知すること。
- ④ 電子商品券の支払い方法はクレジット決済カードブランド（3社以上）及びコンビニエンスストアでの現金決済（3社以上）を必須とすること。
- ⑤ 購入した場合は、即時に入金を反映すること。
- ⑥ 購入期間中、購入をしていない方に対して、権利が失効する前にメール及びアプリによる通知等を行うこと。
- ⑦ 販売における各種手数料は委託料に含むこと。
- ⑧ その他提案によること。

（10）電子商品券の換金

- ① 換金手続きが完了するまで商品券の売上金等を適切に管理すること。
- ② 売上高にプレミアムを足した金額を原資として、換金すること。
- ③ 月2回以上換金手続きを行うこと。
- ④ 換金手続きが完了するまで、各参加店舗の売上・換金データを適切に管理すること。
- ⑤ 換金にかかる振込手数料は委託費に含み、参加店舗には一切負担させないこと。
- ⑥ 発行した電子商品券が利用期間内に利用されないなど、換金されなかった売上金については、県から請求を受けた日から30日以内に県に納付すること。
- ⑦ その他提案によること。

（11）データ管理

- ① 換金手続きなど、円滑な事業実施に必要なデータを作成すること。
- ② 業務に伴い収集・作成したデータについて、事業終了後5年間適切に管理すること。
- ③ 個人情報を含むデータは、特に慎重に扱うこと。
- ④ その他提案によること。

（12）効果検証

- ① 業務完了後、本事業に関連するデータ（参加店舗データ、購入者の情報を含む販売情報や店舗別換金情報等）を提出すること。
- ② 本事業の利用実態の検証を実施すること。

- ③ 利用者及び参加店舗に対するアンケートを実施・分析すること。なお、項目については、県と協議の上、決定すること。
- ④ 事業報告書を作成の上、提出すること。

6 テスト作業要件

システムの安全性と機能性、品質を担保するために必要な検証テストの体系、種類、目的、方法・実施内容、範囲及び報告書の要件を記載する。

(1) 専用ホームページのテスト要件

以下の試験項目について試験を実施し、書面もしくは電子メールにより報告すること。

① 機能試験

- ・ ページ表示の確認
- ・ フォーム送信（お問い合わせなど）
- ・ メール送信機能（フォーム送信後の通知メールなど）
- ・ リンクの動作確認
- ・ ログイン／ログアウト機能

② サーバ環境試験

- ・ サーバの OS・PHP・データベースのバージョン確認
- ・ SSL 証明書の有効性と HTTPS 通信の確認
- ・ ファイルのパーミッション設定確認（セキュリティ対策）

③ 表示試験

- ・ ブラウザでの表示確認
- ・ モバイル端末での表示確認（iOS, Android）
- ・ レスポンシブデザインの動作確認

④ パフォーマンス試験

- ・ ページ表示速度
- ・ サーバ負荷試験（同時アクセス時の挙動）

⑤ セキュリティ試験

- ・ 管理画面のアクセス制限（IP 制限、Basic 認証など）
- ・ バックアップ機能の確認

(2) 電子商品券及び参加店舗申請システムのテスト要件

① テスト計画書の作成

実施する単体テスト、結合テスト、総合テスト、セキュリティテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由を記載し、テスト計画書として提出すること。

テスト計画書に記載すべき事項を以下に示す。

- ・ 受託者のテスト実施体制と役割
- ・ テストに係る詳細な作業及びスケジュール
- ・ テスト環境（テストにおける回線及び機器構成、テスト範囲）
- ・ テストに関するツール類（開発するプログラムの概略仕様も含め）
- ・ テストデータ

② テスト工程共通要件

単体テスト、結合テスト及び総合テストの各テスト工程において共通する要件を以下に示す。

- ・ 受託者はテストの管理主体としてテストの管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- ・ 受託者は県及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ・ 県に対し定期進ちょく報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- ・ 他システムとの接続試験を実施する際には、県職員、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。
- ・ テストに必要なプログラム類の開発ないし用意を行い、進捗を報告すること。

③ テストデータ要件

テストにおいて使用するテストデータに係る要件を以下に示す。

- ・ テストデータは、原則として受託者において用意すること。
- ・ テストデータの管理は、受託者が責任を持って行うこと。なお、テスト計画書にテストデータの種類等を記載し、使用したテストデータは、テスト結果と共に媒体で納入すること。

④ テスト環境要件

テスト環境に係る要件を以下に示す。

- ・ 単体テスト及び結合テストに必要な機器等は、受託者の負担と責任において準備すること。
- ・ 総合テスト及び受入れテストに必要な環境は、受託者が準備すること。

⑤ 結合テスト要件

プログラム及びモジュールが、本システム全体において、正しく機能することを確認するため、段階的に結合した状態でテストを行い、結果を報告すること。

⑥ 総合テスト要件

問題が発生しないように、総合テストでは、次の項目について確認を行うこと。

(ア) 機能性

システム機能が、正常系、異常系共に仕様書どおりに動作すること。

- ・ ブラウザでの表示確認
- ・ モバイル端末での表示確認 (iOS, Android)
- ・ レスポンシブデザインの動作確認
- ・ フォーム送信
- ・ メール送信機能 (フォーム送信後の通知メールなど)
- ・ リンクの動作確認
- ・ 他システムとの業務連携処理が正常に機能すること。
- ・ 情報セキュリティ要件を満たしていること。

(イ) 信頼性

- ・ 障害が発生した際の回復処理が適切であること。

(ウ) 操作性

- ・ 要件及び説明書どおりに動作し、利用者が利用しやすいこと。

(エ) 性能

- ・ オンライン処理、バッチ処理の応答時間、スループットが適切であること。

- ・ 本番状況下で、正常に動作すること

⑦ セキュリティテスト要件

セキュリティ上の問題がないように、以下のテストを実施して確認すること。

- ・ 開発したソフトウェアについて、既知の手法による攻撃(SQL インジェクション、コマンドインジェクション、クロスサイトスクリプティング等) が試みられた場合にシステムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。
- ・ システムの動作環境又は動作前提であるハードウェア及びソフトウェアについて、既知の脆弱性が存在していないか確認すること。
- ・ 適切なテストツールを選択して想定される主なパターンについて実施するパターンを網羅的に行うこと。
- ・ セキュリティテストにおいて発見された 脆弱性及び当該脆弱性に関して実施した対処について、テスト実施報告書に記載すること。

⑧ 受入れテスト支援要件

受入れテストは受託者が実施し、その結果を報告すること。

なお、テストの実施にあたりツールやテストデータが必要となる場合は、受託者がこれらを提供すること。

万が一、受入れテストにおいて不具合が発見された場合は、県及び受託者において対応方針について協議すること。

⑨ テスト実施報告書の作成

実施した単体テスト、結合テスト、総合テスト、セキュリティテストについて、テスト結果を記載し、テスト実施報告書として提出すること。

テスト実施報告書に記載すべき事項を以下に示す。

- ・ 概要
目的、対象、期間、実施環境等
- ・ 実施内容
項目一覧とその説明、実施方法等（脆弱性の指摘箇所のみ）
- ・ 結果
項目毎の結果、不具合一覧と対応内容 等
- ・ 評価
結果の総括等

7 可用性

(1) 稼働時間

- ・ 申請者側・県側とも、原則として申込期間及び利用期間は 24 時間の稼働とする。ただし、必要最低限の計画停止は可能とする。
- ・ 計画停止中または障害発生時には、利用者がシステム停止中であることがわかるように表示をすること。

(2) 業務継続性・目標復旧水準

- ・ 障害発生時などの業務停止時間は 120 分未満を目標とする。
- ・ 障害発生直前にコミット完了したトランザクションまでリカバリを可能とする。万

が一、これが不可能な場合でも、前日のバックアップ取得時点までリカバリできること。

(3) 稼働率

- ・ 計画停止を除くシステムの稼働率は 99.9%以上を目標とする。
- ・ サーバ機器は、電源の二重化を考慮すること。
- ・ 本調達機器等は、特に定めないものは、日本産業規格（JIS）又はそれと同等の規格に適合する品質優良なものを使用すること。

8 性能

(1) データ量

申込者数に応じて確保すること。

(2) 操作性

- ・ 利用者から見た、統一性のあるデザインと使いやすさを確保すること。
- ・ 類似項目の再入力を避けること。
- ・ 入力すべき内容と表示されるべき内容が分かるような画面構成とすること。
- ・ 基本的な操作が直感的に可能なものとする。
- ・ 入力補助機能の実装、オンラインヘルプ機能を実現すること。

(3) 拡張性

将来におけるハードウェア・ソフトウェアの増強・ネットワークの拡大・接続機器の増設及び拡張が柔軟に対応できるよう標準化が考慮されていること。

9 情報セキュリティ

(1) 県情報セキュリティ対策指針の遵守

- ・ 県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。
- ・ セキュリティ上必要な以下の安全対策について適時実施すること。

(2) 権限設定

- ・ ログオン時にユーザーを認証し、システムへのアクセス制御を行い、各種機能の利用に対する権限を付与・制御する機能を有すること。
- ・ システム管理者が利用者 ID の登録・削除やアクセス権限の設定・変更ができること。

【外部公開 Web システムで必須事項】

- ・ 管理ページには、接続元 IP アドレス制限、多要素認証（MFA）の導入等により、第三者が容易にアクセスできないような設定・機能を施すこと。

(3) ウイルス対策

- ・ サーバ、システム利用端末にはウイルス対策ソフト等を導入すること
- ・ 最新のパターンファイルを適用すること。

(4) パスワード設定

- ・ パスワードは英大小文字、数字、記号を使用できるような6桁以上にすること。

(5) 脆弱性対策

- ・ オペレーティングシステム（以下「OS」という。）及び基本的なソフトウェアについて、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、セキュリティパッチの導入等適切な対策処理を施すこと。
- ・ 導入後も脆弱性情報に注意することとし、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・ セキュリティパッチを適用することでシステム運用に問題が生じる可能性がある場合は、原則事前に県側と協議すること。
- ・ HTTP、HTTPS 以外の不要なサービスのポート（FTP、IMAP、POP3 等）を閉じること。
- ・ 古い暗号化技術（SSL3.0、TLS1.0 等）を使用しないこと。
- ・ サポート切れの OS やミドルウェアを使用しないこと。
- ・ ウェブコンテンツに対し SSL 化を実施すること。
- ・ ウェブサイトの SSL サーバ証明書の有効期限が納期より早く終了する場合、またはウェブサイトが SSL 化されていない場合は、本業務で新たに SSL サーバ証明書を用意すること。
- ・ IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が公開している「安全なウェブサイトの作り方」等の最新のガイドラインに沿った対策を実装すること。

(6) ログの取得

- ・ 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システム利用者及びシステム管理者のアクセスログを取得すること。
- ・ 取得したログに異常があった場合は、分析すること。

(7) バックアップ

- ・ 障害、災害、ランサムウェア等に備え、データの復旧が可能となるよう適切なバックアップを取得・保管すること。
- ・ バックアップを含むシステムのデータは国内に保存すること。

(8) 納入前のセキュリティ検査の実施

脆弱性検知ツール（①②から各1種類以上）を使用してセキュリティ監査を行い、受託者作成のソフトウェアの脆弱性を除去するとともに、機器・ソフトウェア等の脆弱性について具体的な解決方法を提示すること。

① セキュリティスキャナ

Rapid7 Nexpose、Penetrator Vulnerability Scanner、Qualys Guard、Nessus 等又は不正なスクリプト等により、ハードウェア、ソフトウェア等の脆弱性、修正プログラムの適用の有無等を確認すること。

② Web アプリケーション脆弱性検査ツール

Web アプリケーション脆弱性検査ツール（Rapid7 AppSpider、Nikto、ZAP 等）又は不正な SQL コマンドの入力スクリプト等を使用し、CGI、PHP、HTML 等の脆弱性利用した侵入テストを実施すること。

10 環境配慮

原則として、国際エネルギースタープログラム、省エネ法（2022 年度基準）及びグリーン購入法（2023 年度）の基準に適合またはこれに相当すること。

1 1 成果物の提出

納入物	納入期限	媒体
各種マニュアル	随時	電子
各種広報物	随時	実物＋電子
事業報告書	委託業務完了の日から起算して4日を経過した日まで	1部＋電子

1 2 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進める。また、業務の遂行について県に随時報告を行い、その指示に従う。
- (3) 受託者は、個人情報を取り扱うシステムを構築する際、システムの稼働までに、十分な動作確認テストを行い、テストの実施状況について県に報告を行うこと。
- (4) 受託者は、県が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については県の指示に従う。
- (5) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、県の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (6) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、県に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保する。
- (7) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応する。
- (8) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は県で行う。
 - ② 県は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、県において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者は、県に対して、委託料の10分の1以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結した場合等において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (9) 委託料の精算
 - ① 受託者は、委託料を委託事務以外の経費に使用してはならない。
 - ② 受託者は、実績報告書の提出に合わせて、委託料の精算を行わなければならない。
 - ③ 委託料から生じた収入がある場合は、その収入を第一順位で委託事務に要した経費に充当するものとし、委託料は第二順位で充当するものとする。
 - ④ 精算の結果、既に交付した委託料に残額が生じた場合は、受託者に対して期限を

指定してその返還を命ずるものとする。

(10) 契約の解除

- ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、県は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- ② 上記①により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(11) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。なお、県が必要と認めるときは、委託料の前金払をすることができる。

(12) 受託者は、県の承認を受けないで再委託をしてはならない。

(13) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。

(14) 令和8年度の補正予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

1 3 委託業務遂行にあたっての留意点

本事業は、県の監査対象事業であるとともに、国の交付金を財源として実施される事業であり、会計検査院による会計実地検査の対象となっていることから、本事業の進捗状況等によっては、報告を求める場合がある。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。